

学校教育審議会 審議中間まとめ

平成28年12月16日

福島県学校教育審議会

はじめに

福島県学校教育審議会では、平成28年5月に福島県教育委員会より、「社会の変化に対応した今後の県立高等学校の在り方について」諮問を受け、これまで県内各地区にある7つの高等学校を視察し、高等学校の現状を確認するとともに、審議会と部会をそれぞれ3回にわたり開催してきた。

その中で、県内各地域の産業の特性と学校・学科の配置、中学生及び保護者の意識、平成9年に策定した県立高等学校改革計画（一次まとめ）及び平成11年に策定した県立高等学校改革計画（二次まとめ）にもとづく県立高等学校の改革の現状と課題を確認するとともに、本県で育てる生徒像、望ましい高等学校の規模、小規模校の統合や分校化、過疎・中山間地域における配慮、学科の適正な配置、総合学科や中高一貫教育校について審議してきたところである。

これまでの審議を踏まえ、県立高等学校改革の方針等について、審議の中間まとめとして整理した内容は以下のとおりである。

I 「県立高等学校改革計画」の取組・現状と成果・課題

1 県立高等学校改革計画にもとづく主な取組・現状と成果

(1) 学校・学科の配置

※凡例 ○：取組・現状 □：成果

- 地域の教育ニーズに配慮した特色ある学科の設置や学科の改編。
- 県全体として、普通科及び普通系専門学科、職業系専門学科、総合学科における募集定員の比率をおおむね6：3：1と設定して配置。
- 職業教育の充実に努め、地域を支える人材を育成。
- すべての県立高等学校を男女共学化。
- 望ましい学校の規模を1学年4～8学級に。
- 学習や部活動、生徒会活動等が活性化。
- 国公立大学を中心として大学進学率向上。特に女子において顕著。

(2) 小規模校の再編整備

- 全日制高等学校については、棚倉地区、喜多方地区においてそれぞれ2つの高等学校を統合した他、小高地区でも平成29年度に統合を予定。
- 新設した統合高等学校では、学科の枠を越えた科目の選択が可能に。
- 分校については、富岡高校川内校を募集停止。小野高校平田校は平成29年度より募集停止。

※ 校舎方式による統合及び小規模校の分校化は実施されていない。

(3) 総合学科

- 南会津地区を除く6地区に9校配置。平成28年度の募集定員の比率は9.4%に。
- 普通科と職業系専門学科の双方を取り入れた系列を開設することにより、生徒

の多様な学びのニーズに対応するとともに、大学等への進学率が向上。

(4) 中高一貫教育

- 連携型中高一貫教育校は、塙、南会津、相馬、双葉の4つの地区に配置。相馬地区、南会津地区では、連携先中学校から多くの生徒が入学。
- 連携型中高一貫教育校における上級学校への進学者は、平成23年度と平成27年度を比べると、南会津地区で46.4%から65.1%に、相馬地区で64.3%から77.1%に、双葉地区では68.5%から75.4%に増加。
- 併設型中高一貫教育校は、会津地区において、会津学鳳中・高校を設置。
- 会津学鳳高等学校では、平成27年度卒業生の4年制大学への進学率が59.9%に上昇。

2 県立高等学校改革計画の推進の中で生じた課題

(1) 本県高等学校教育の在り方

- 難関大学なども含め、希望する進路を実現するための学力の向上。
- 学校体育の充実や運動部活動の活性化など、体力の向上に向けた取組の推進。
- 震災等の経験を踏まえた道徳性の涵養など、こころの教育の充実。
- グローバル化など、社会情勢等の変化に対応するための取組の推進。
- 新しい教育課題への対応など、教員一人一人の教育力のさらなる向上。

(2) 望ましい教育環境の在り方

- 望ましい学校の規模を下回る1学年3学級以下の小規模校の増加。
- 学校の沿革や地域において果たしている教育的な役割、生徒の通学条件等を十分考慮した、計画的な学校の再編整備の推進。
- 生徒の志願動向や地域の産業構造の実状に配慮した魅力ある学科の配置や学科の改編。
- 普通科及び普通系専門学科、職業系専門学科、総合学科における募集定員の今後の比率の在り方。
- 小規模校の分校化や分校の今後の方向性。
- 中山間地域にある小規模校における地域の特殊性等への配慮。
- 地域の教育ニーズや生徒の進路希望等に配慮した全日制・定時制・通信制高等学校の配置による学びの機会の充実。

(3) 学校の魅力化

- 職業系専門学科や総合学科における実践的な指導の充実。
- 地域の方々の知見を学校づくりに生かすなど、地域との連携を深めた高等学校教育の充実。
- 生徒の幅広い学びのニーズに応える、多様な系列を開設した総合学科の配置。
- 中高一貫教育における6年間を見通した特色ある教育や、地域と連携した教育の在り方。

II 教育をめぐる社会情勢の変化

1 原子力災害等による急激な人口減少及び少子化の進行

これまで本県においても少子高齢化や過疎化については指摘されてきたところだが、東日本大震災以降、若い世代を中心に進む県外への人口流出に加え、原子力災害により避難指示区域に指定された地域の住民や、当該地域以外においても放射線の影響を危惧する人々などの県外への流出などによって、平成22年4月1日時点で203万2千余人だった本県の人口は、平成28年4月1日現在190万2千余人に減少している。

また、平成22年度約22,000人だった中学校卒業者数は、平成40年度には約14,000人に減少する見込みであり、平成22年度に比べて約8,000人の減少となる。平成28年度と比較すると約5,000人減少することとなる。

このように、本県の総人口及び14歳以下の子どもの数は、年々減少傾向にある。ただし、総人口に占める子どもの割合が年々低くなっている一方で、子どもの数の減少率は、平成24年4月を減少のピークとして次第に回復傾向にある。

2 過疎化の進行

本県の面積の約8割、人口の約3割を占める過疎・中山間地域は、県全体における人口減少の進行の度合いを大きく上回っており、平成2年から平成23年にかけて、県全体の人口が約5.5%の減少であったのに対し、過疎・中山間地域では19.5%減少しただけでなく、高齢化率も県全体を上回るペースで上昇しており、人口の50%以上が65歳以上の高齢者になっている集落の増加や地域を支える人材不足の深刻化が懸念される。

3 多様な地域性と県立高等学校の小規模化

本県の面積は、北海道、岩手県に次いで全国3位の広さであり、浜通り地方、中通り地方及び会津地方の3つに区分される。

また、南北方向と東西方向の連携軸の結節上に、特色ある7つの生活圏が形成され、それぞれの軸に都市が分散した、多極分散型の県土構造となっている。

広範な地域に人口が分散する状況の中で、地域ごとに高等学校が設立され、それぞれの高等学校は、地域と深い関わりを保ちながら、地域とともに教育の推進に努めている。

その一方で本県では、これまで、中学校卒業者数の減少に応じて県立高等学校の学級数を減じた結果、他県に比べて1学年3学級以下の小規模校が増加している。学校規模が小さくなると、これに伴う教員配置数の減少から、幅広い教育課程の編成が難しくなるなど、学校運営上の様々な課題が生じている。

小規模校においては、少人数教育のメリットを生かし、生徒へのきめ細かな指導が可能である一方で、生徒どうしが切磋琢磨しながら社会性を身に付けるために必要な一定の集団規模の確保が難しい、設置できる部活動が限定されるなどの教育活動等に関する問題も指摘されている。

4 高等学校教育を取り巻く状況の変化

子どもたちが成人して社会で活躍する10年から20年後には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や技術革新等により、社会や職業の在り方そのものが大きく変化する可能性がある。高等学校においては、これから時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた取組が求められている。

また、国において公職選挙法の改正により選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられたことにより、高等学校等において主権者教育に取り組むことが求められている。これに加え、学習指導要領の改訂による主体的・対話的で深い学びの実現や、高校基礎学力テスト（仮称）や大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入など、高等学校における教育内容に大きく関わる検討が進められている。

さらに、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒数の増加への対応や合理的配慮の提供が必要なことから、高等学校においても特別支援教育の充実が求められている。国においては、新たな学びの場として高等学校における通級による指導（※）の制度化を進めるとともに、本県においても、障がいのある子どもたちが、「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するため、高等学校内に特別支援学校の分校設置を進めている。

※通級による指導：大半授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける特別の指導。

5 生徒の学習ニーズ等の多様化

中学校卒業者の高等学校への進学率は全国的に上昇傾向にあり、本県では平成21年度以降、98%以上の生徒が高等学校に進学している。高校生の興味・関心、進路希望等はますます多様化しており、上級学校への進学を希望する生徒や就職を希望する生徒がいる一方で、高校に進学したものの、目的意識や学習意欲が希薄な生徒、学校生活に適応できない生徒も見られ、毎年少なからず中途退学者等が生じている。多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒の増加など、学習目的や学習ニーズの多様化が進んでいる。

6 東日本大震災以降の子ども達の状況や復興・再生に向けた動き

震災等を経験した本県の生徒には、他者を思いやる気持ちや優しさ、本県の復興に携わりたいという思いが芽生えており、サテライト校等で懸命に学ぶ生徒達の姿からは、学びへの強い意欲と困難を乗り越えようとするたくましさが感じられる。

また、原発事故により避難指示を受けた地域においては、これまで5市町村の避難指示が解除され、他の町村においても、今後の解除に向けて、住民帰還を見据え復興拠点を整備するなどの取組が開始され、再生に向けて着実に前進している。浜通り地域の復興に向けた福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想等を踏まえ、本県の復興を支える人材の育成が求められている。

III 県立高等学校改革の視点

県立高等学校改革を推進していく中で生じた課題や社会情勢の変化を踏まえ、今後の県立高等学校改革の視点を以下のとおりとする。

1 今後の本県高等学校教育の在り方

(1) 学力の向上に向けた取組の推進

- 生徒が自らの夢を叶える基礎となる基本的な知識・技能の習得のための取組の推進。
- 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習が重要視されていることから、「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、ループリック評価など新しい学びに対応した学習評価の充実による学力の向上。

(2) 体力の向上に向けた取組の推進

- 震災等による生活習慣の変化に起因する運動不足等や肥満傾向、体力の低下傾向に対する運動能力の向上に向けた取組の推進。

(3) 豊かなこころを育成する取組の推進

- 震災等を経験した本県の生徒に芽ばえた、困難に向けて立ち向かうたくましさや思いやりの気持ち、深まった郷土愛を生かしたいのちやこころを大切にする教育の推進。

(4) 社会の変化に対応できる資質や能力の育成にむけた取組の推進

- 日本語や外国語で自らの意見を述べて交流したり、他者との適切な関係を構築するコミュニケーション能力の育成。
- グローバル化が進行する社会を生き抜くための主体性や積極性、リーダーシップ等の育成や異文化に対する理解を培う取組の推進、我が国の伝統や文化に関する理解等を深め、継承する取組の推進。
- 情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力の育成及び情報モラル教育の推進。
- 教育活動全体を通して生徒一人一人の社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育むキャリア教育の推進。

(5) 一人一人の夢を実現させる教育力の向上

- 生徒の心に寄り添い、個に応じてきめ細かに対処する方法の習得や、情報機器の活用などに対応するための研修とともに、校内研修の活性化による同僚教員どうしの学び合いなど教員一人一人の教育力の向上のための研修等の充実。

2 望ましい教育環境の在り方

(1) 学ぶ意欲を引き出す環境づくり

- 生徒一人一人が、主体性と意欲をもって自らの資質や能力を伸ばしていく適正な集団規模を維持するための望ましい学校の規模の確保。
- 生徒の志願動向や地域の産業構造等を考慮し、普通科及び普通系専門学科、職業

系専門学科、総合学科を地区ごとにバランス良く配置。

(2) 過疎・中山間地域の学習機会の確保

- 通学が困難な過疎・中山間地域における学習機会の確保。

(3) 多様な学習機会の充実や就学への支援

- 多様な学びのニーズの受け皿としての魅力ある定時制単位制、通信制課程の充実。
- 経済的支援や生徒の心のケアなどによる学びのセーフティーネットの構築。
- 特別な支援を必要とする生徒への対応として、高等学校における「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進。

3 学校の魅力化

(1) 求められる役割や特色を明確にした学校づくりの推進

- 難関大学への進学や地域の産業を支える人材の育成などに重点的に取り組む学校の指定など、各学校の特色を明確にした学校づくりの推進。

(2) 地域の特色を生かした教育や地域とともにある学校における取組の推進

- 地域の産業構造や6次産業化への対応等を考慮した学科の配置に努めるとともに、地域や産業界の人材などを活用した産学官の連携による実践的な教育の充実。
- 学校と地域が連携し、地域の声を学校運営や教育活動に反映させ、学校の活性化や特色ある学校づくりに生かすとともに、学校が地域に貢献する取組の推進。

(3) ふくしまの未来に向けた復興教育の推進

- イノベーション・コースト構想などを踏まえた、本県の復興を支える人材を育成するための教育の推進。
- 最先端の知見を集めた研究機関や企業などにおける体験型の学習等の推進。

(4) 中高一貫教育の推進

- 6年間を通じた計画的・継続的な教育をより魅力的・効果的に展開できる中高一貫教育に関する取組の推進。

IV 県立高等学校改革の基本方針

県立高等学校改革の視点を踏まえ、各高等学校が学科等の特色を生かしながら、魅力と活力ある学校づくりを目指すことができるよう、また、生徒にとってより良い教育環境を提供することができるよう、以下の県立高等学校改革の基本方針に基づき、適切に対応していくことが必要である。

なお、以下については、これまでの審議を踏まえた中間まとめとしてのものであり、今後の審議により各視点に基づく内容を追加していくこととする。

1 本県高等学校教育の在り方

- 震災や原発事故の経験で生徒に芽ばえた、たくましさや思いやりの気持ち、本県の魅力への気づきと郷土愛の深まりなどに応え、生徒が自らの夢を叶え、実を結ぶことができるよう、基礎的な学力をもとにした生き抜く力を育む教育により、「地域と共に地域を支える人づくり」、「本県や日本、ひいては、世界を牽引する人づくり」を推進する。
- 地域の良さ、特徴を踏まえた「学びを通じた地域づくり」を支援するとともに、生徒一人一人の個性を伸ばす「魅力ある教育活動を展開できる学校づくり」を推進する。

2 県立高等学校改革の基本方針

- (1) 生徒どうしが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえ、一定の集団規模を確保することが望ましいとする観点に立って、望ましい学校の規模を1学年4学級以上とする。ただし、今後見込まれる生徒数の減少に伴い、現在の最大規模である1学年8学級規模の学校の学級減を検討する。
- (2) 生徒がそれぞれの興味・関心や進路希望等に応じて学校を選択することができるよう、各地区の実状や生徒の志願動向を考慮しながら、普通科や普通系専門学科、職業系専門学科及び総合学科を設置する高等学校を、地区ごとにバランス良く適正に配置する。
- (3) 1学年3学級以下の学校については、地域の関係者の意見も聴くとともに、学校の魅力化を図りながら、都市部も含めて学校の統合を推進する。
ただし、過疎・中山間地域においては、通学可能な学校が他にないなどの条件を考慮して、学習機会の確保のため例外的に1学級規模の本校化を検討する。